

事務連絡
令和7（2025）年2月18日

訪問型サービス事業所の管理者様
居宅介護支援事業所の管理者様
介護予防支援事業所の管理者様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

令和7（2025）年度の「小規模事業所加算」の届出における留意点について

「小規模事業所加算」については、国通知（老企第36号ほか）のとおり、原則として「前年度」（＝4月1日から翌年2月末日まで）の実績を基に、翌年度の算定の有無が決定されることから、毎年3月に「前年度」の実績を計算し、必要に応じて届出を行わなければなりません。

については、令和7（2025）年度の「小規模事業所加算」の算定について、下記事項に留意の上、適切に対応願います。

記

1 「小規模事業所加算」について

(1) 「小規模事業所加算」とは

「中山間地域等」（*1）に所在する「小規模事業所」（*2）がサービス提供した場合、所定単位数の加算（*3）を行うものです。

*1 = 「中山間地域等」とは、「特別地域加算対象地域」（＝別紙3のとおり）及び新潟市を除く、県内地域です。

*2 = 「小規模事業所」とは、

○ 前年度実績が6か月以上ある場合は、3月を除く前年度の月平均が

○ 前年度実績が6か月未満の場合は、直近3か月の月平均が

小規模事業所の要件（＝別紙1のとおり）を満たす事業所をいいます。

*3 = 別紙1の加算割合を加算。

(2) 提出書類について

当該加算の算定を開始するには、事前（＝算定しようとする月の前月の15日まで）に、別紙1に記載されている体制届等を提出してください。

2 令和7（2025）年度の「小規模事業所加算」の算定について

別紙2【早見表】により、令和7（2025）年度の当該加算の算定の有無を確認の上、体制届等を提出してください。

◎現在、当該加算を算定していないが、

令和7（2025）年度より、当該加算を新たに算定する場合…3月15日（土）までに提出

◎現在、当該加算を算定しているが、

令和7（2025）年度より、当該加算を算定しなくなる場合…3月上旬中に速やかに提出

裏面あり

3 提出方法について

提出期限までに厚生労働省「電子申請届出システム」で提出をお願いします。

【電子申請届出システム URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※電子申請届出システムの利用には、G ビズ ID の取得が必要です。

【G ビズ ID 取得について】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【提出先・問合せ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係

TEL : 0257-21-2228 (直通)

別紙 1

「小規模事業所加算」における「小規模事業所」の要件等について

	対象サービス	「小規模事業所」の要件	提出書類（体制届、添付書類）	加算割合	注意事項
1	総合事業 （訪問型サービス）	1月当たりの 実利用者数が5人以下 の事業所	①算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表 ②【別紙5】中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）に係る届出書	所定単位数の 10%	●新たに事業を開始し、又は再開した場合は、4月目以降届出が可能となる。 ●平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちにその旨の届出をすること。 ●訪問型サービスは、当該加算を算定する場合は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行うこと。 ●令和7（2025）年度より算定しない場合は、②の提出は不要
2	居宅介護支援	1月当たりの 実利用者数が20人以下 の事業所	①算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表 ②【様式2】中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）に係る届出書	所定単位数の 10%	
3	介護予防支援	1月当たりの 実利用者数が20人以下 の事業所	①算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表 ②【様式2】中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）に係る届出書	所定単位数の 10%	

体制等状況一覧表の記載例

【特別地域外の事業所で、小規模事業所に該当しない場合】

【特別地域外の事業所で、小規模事業所の場合】

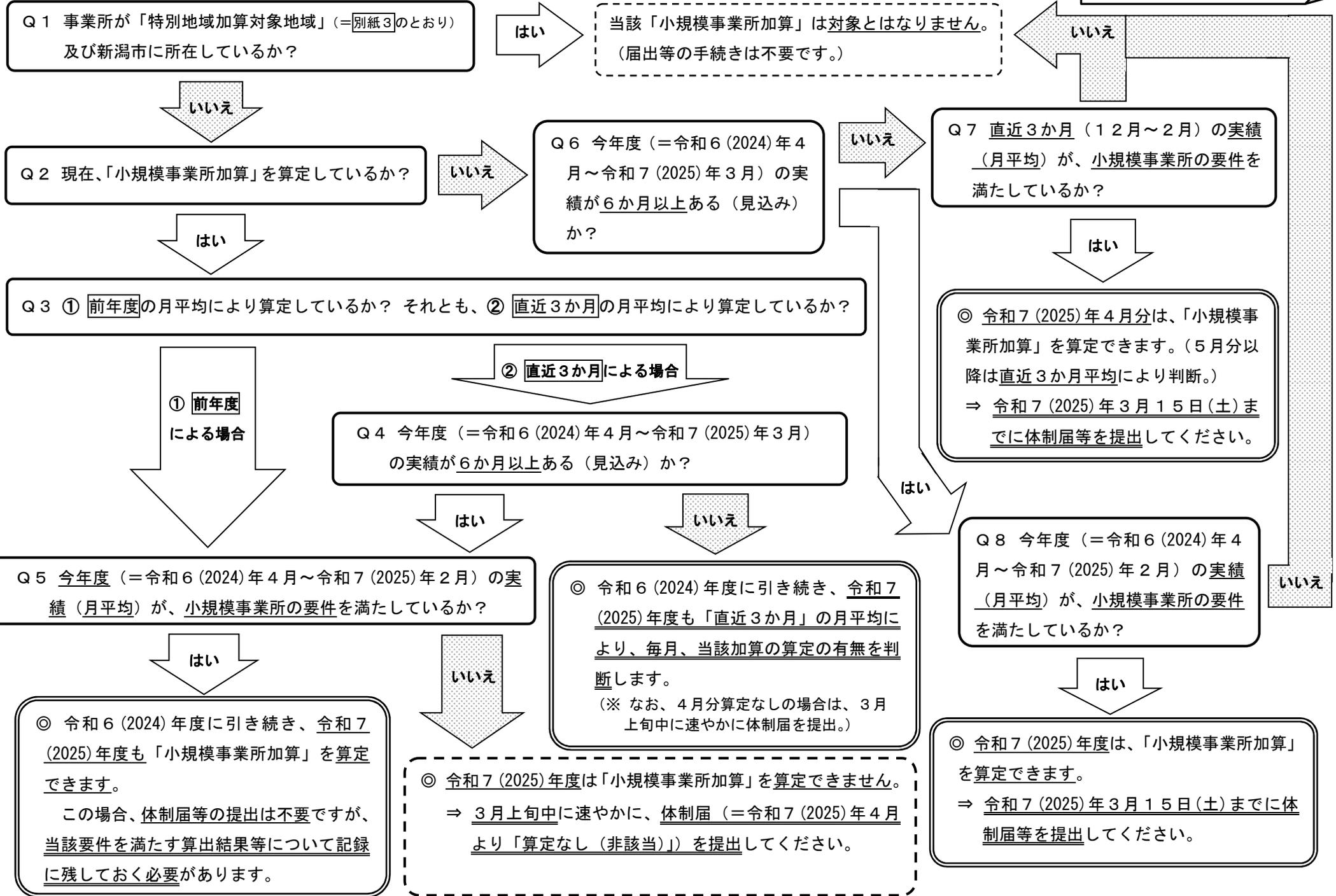
特別地域加算	1 なし	2 あり
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当

特別地域加算	1 なし	2 あり
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当

※小規模事業所加算の対象地域は、特別地域の地域外なので（地域に関する状況）は「該当」に○。

別紙2 令和7(2025)年度の「小規模事業所加算」の算定の有無及び届出内容について【早見表】

◎「小規模事業所の要件」については、別紙1 参照



特別地域加算 対象地域一覧

令和 6 年 4 月現在

市町村	離島振興対策実施地域 (離島振興法第 2 条第 1 項による指定地域)	振興山村 (山村振興法第 7 条第 1 項による指定地域)	厚生労働大臣が別に定めるもの (H12.2.29厚生労働省告示第53号)
関川村		関谷村、女川村	
村上市	(朝日村)	館腰村、三面村、高根村、塩野町村	寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野川端、猿沢、檜原、板屋越
	(山北町)	中俣村、黒川俣村、下海府村	
	(村上市)	山辺里村、上海府村	
胎内市	(黒川村)	黒川村	
阿賀町	(三川村)	三川村、下条村、揚川村	全域
	(上川村)	東川村、上条村	
	(鹿瀬町)	日出谷村、豊実村	
	(津川町)	小川村、揚川村	
新潟市	(巻町)	浦浜村	
五泉市	(村松町)	十全村、川内村	
加茂市		七谷村	
三条市	(下田村)	森町村、鹿峠村	
長岡市	(川口町)	田麦山村	
魚沼市	(守門村)	須原村、上条村	
	(湯之谷村)	湯之谷村	
	(入広瀬村)	入広瀬村	
	(広神村)	藪神村	
南魚沼市	(塩沢町)	上田村	
	(大和町)	東村	
湯沢町		三国村、三俣村、神立村、土樽村	
十日町市	(中里村)	倉俣村	
	(松代町)		勘平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、蒲生、木和田原、仙納、峠、福島
	(松之山町)		松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰍池、松之山下鰍池、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山、浦田
津南町			大字秋成、大字穴藤、大字結東、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸、大字三箇
柏崎市		上米山村、鶴川村	
上越市	(安塚町)		安塚区
	(名立町)	名立村	
妙高市	(新井市)	矢代村	
	(妙高高原町)	杉野沢村	
糸魚川市	(糸魚川市)	上早川村、根知村、小滝村	大字御前山、大字市野々
	(能生町)	能生谷村、木浦村	
	(青海町)	歌外波村、市振村、上路村	
粟島浦村	全域		
佐渡市	全域		

※ 1 市町村欄 () は、H 2 2 以降の合併前の市町村。

※ 2 振興山村欄は、山村振興法第 7 条第 1 項の規定による指定が旧村単位で行われているため、旧村名で表記。 現在の該当住所については、各市町村にお問い合わせください。